

司法省反トラスト局次長、標準必須特許の救済に関する政策声明について発言

2020年6月2日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

司法省 (DOJ) は5月28日、同省反トラスト局の Alexander Okuliar 次長が、米国規格協会 (ANSI) の「Intellectual Property Rights Policy Advisory Group」が開催した会合で行ったスピーチの内容を公表した¹。

スピーチの中で Okuliar 次長は、「反トラスト局は、知的財産権はイノベーションとダイナミックな競争を牽引するものと理解しており、知的財産法と競争法とが交錯する部分の問題については、知的財産権を十分に尊重するという考えに基づくアプローチを採用している²」などと述べたうえで、「特許権者が、差止請求や特許ライセンスの一方的な拒絶など、特許権により付与される権利を適切に行使する限りは、反トラスト法違反を問われることはない」との反トラスト局の見解を示した。

また、Okuliar 次長は、米国特許商標庁 (USPTO)、米国国立標準技術研究所 (NIST)、DOJ が2019年12月19日に公表した「標準必須特許 (SEP) の救済に関する政策声明」³ (以下、2019年政策声明) についても触れ、「DOJ と USPTO が共同して2013年に公表した『SEP の救済に関する政策声明』は、SEP に関して差止を認めると競争が阻害される旨を示唆するものであるといった誤解を生んだため、DOJ は2018年12月に同声明への支持を撤回⁴した」などとしたうえで、「2019年政策声明では、特許権者が FRAND 条件で特許をライセンスすると約束していた場合でも、差止を含む全ての救済を得ることを妨げられないとの政府見解を明らかにした」と述べた。

なお、Okuliar 次長によると、「DOJ は、2013年の政策声明への支持を撤回した後、多くの外部有識者、団体などから話を聞いたが、撤回に賛成する者からのインプットも反対する者からのインプットも、すべてが有益だった」とのこと。

(以上)

¹ <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-assistant-attorney-general-alexander-okuliar-delivers-remarks-intellectual>

² Makan Delrahim 反トラスト局長が2018年3月のペンシルベニア大学でのスピーチで提唱したアプローチで、同局長が「New Madison アプローチ」と呼ぶもの (詳細は以下参照)
<https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-makan-delrahim-delivers-keynote-address-university>

³ 2019年12月23日付 IP ニュース「USPTO、国立標準技術研究所、司法省、SEP の救済に関する政策声明を公表」参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2019/20191223.pdf

⁴ 2018年12月27日付 IP ニュース「Delrahim 司法省反トラスト局長、司法省と USPTO が2013年に共同発表した SEP の救済に関する政策声明を撤回すると発言」参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2018/20181227-2.pdf